

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第27条	診療所の構造設備使用の許可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 医療法第20条及び第21条第2項、医療法施行規則第16条及び第24～30条の27並びに平成17年7月1日付医政総発第0701001号に適合していること。
- (2) いつでも使える状態になっていること。
- (3) 保健所の検査を受けていること。

2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。